	則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第二項、平成二十五年改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第二項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条の四第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第二項
脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）	確定給付企業年金脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第四十条第一項第三号に規定する確定給付企業年金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは脱退一時金相当額（以下「脱退一時金相当額等」と総称する。）
者に事業主等が	者に
脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額等若しくは残余財産の額（確定給付企業年金中途脱退者（同号に規定する確定給付企業年金中途脱退者をいう。以下同じ。）又は終了制度加入者等（法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）の給付に充てる部分に限る。）
法第三十条第一項	平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の六
第三十三条第三項	平成二十五年改正法附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第三項の存続連合会遺族給付金又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第三項、平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第三項若しくは平成二十五年改正法附則第六十三条の四第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第三項の遺族給付金
法第四十七条	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四十七条
法第四十八条第三号	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四十八条第三号
令	平成二十六年経過措置政令第五十五条において準用する令
氏名、性別、生年月日	氏名
前条	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「平成二十六年整備省令」という。）第四十九条において準用する前条
法第四十八条第三号	平成二十五年改正法附則第五十一条において準用する法第四十八条第三号

第三十五条	令
第三十条各号	平成二十六年整備省令第四十九条において準用する第三十条各号
第三十六条	法第三十条第一項
平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の六	平成二十五年改正法附則第五十条第一項及び平成二十五年改正法附則第六十三条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の六
第百四条の十五	法第九十一条の十九第一項
脱退一時金相当額等	脱退一時金相当額等
平成二十五年改正法附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第三項の存続連合会遺族給付金又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第一項	平成二十五年改正法附則第四十六条第三項、第四十七条第三項若しくは第四十八条第三項の存続連合会遺族給付金又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第一項
第百四条の十六第二項	令第六十五条の十九第二項
中途脱退者	確定給付企業年金中途脱退者
平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項及び第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（以下「改正前確定給付企業年金法施行令」という。）第六十五条の七第二項	平成二十六年経過措置政令第六十六条第二項、第四項、第六項及び第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（以下「改正前確定給付企業年金法施行令」という。）第六十五条の七第二項
第百四条の十七第一項	法第九十一条の十九第五項
脱退一時金相当額	脱退一時金相当額
令第六十五条の十七第一項	改正前確定給付企業年金法施行令第六十五条の五第一項
中途脱退者	確定給付企業年金中途脱退者
法第九十一条の十九第五項	平成二十五年改正法附則第四十六条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第五項
第百四条の十七第二項	法第九十一条の二十第五項（法第九十一条の二十一第四項及び第九十一条の二十二第七項
脱退一時金相当額又は遺族給付金	脱退一時金相当額等
若しくは遺族給付金又は存続連合会遺族給付金	若しくは遺族給付金若しくは存続連合会老齢給付金若しくは
平成二十五年改正法附則第四十七条第五項（平成二十五年改正法附則第四十八条第四項又は第四十九条第七項において準用する場合を含む。）又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第四項又は平成二十五年改正法附則第六十三条の三第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第七項	平成二十五年改正法附則第四十七条第五項（平成二十五年改正法附則第四十八条第四項又は第四十九条第七項において準用する場合を含む。）又は平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第四項又は平成二十五年改正法附則第六十三条の三第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第七項